

IFRS X における直接法キャッシュフロー計算書の連携

遠藤 秀紀
東海学園大学

要 旨

本稿の目的は、IFRS X の財務諸表の表示原則に基づくキャッシュフロー計算書と財務諸表の連携表示の意義を明らかにすることである。IASB『議事資料』(2011) とキャッシュフローを重視する論者の見解により、事業（営業）と財務活動の報告および直接法キャッシュフロー計算書の位置づけを検討した。

IFRS X の提案は、キャッシュフローを事業活動と財務活動に区分し、これを包括利益計算書および財政状態表に対して首尾一貫して用いている。また、営業活動の表示を直接法だけに限定し、営業利益から営業キャッシュフローの調整表を注記するよう求めている。

一方で次の課題を指摘できる。第 1 に、営業財務活動に区分されるファイナンスリース取引はその性質の結びつきの強い財務活動に含める。すなわち、営業財務項目はその性質に応じて営業または財務のいずれかに分類する。第 2 に、財政状態表は会計要素別に表示する。第 3 に、直接法と間接法の選択適用を認めないことである。

IFRS X の重要性は、直接法キャッシュフロー情報を包括利益計算書と財政状態表とともに提供する方向に財務報告を発展させていることである。これはアカウンタントも認めている。財務諸表は利用者に対する企業の財務事象に関する情報の伝達手段である。財務諸表が効率的であるためには、財務諸表が報告すべき情報を表示し、それは利用者が理解可能でなければならない。直接法キャッシュフロー計算書はこれに役立つものである。

IASB は現在、「開示原則」(2017) で財務情報の開示の改善に取り組んでいる。その改善には、企業活動（事業と財務）に焦点をあてた財務諸表の表示と直接法キャッシュフロー情報の提供が必要である。

I はじめに

財務諸表は、外部の利用者にとって必要な企業の情報を伝達する主要な手段である。この情報は、利用者が企業活動による将来のキャッシュフローを生み出す能力を評価し、経済的意思決定に役立てることを意図して作成される。ところがその情報内容には多様性があり、各財務表はそれぞれ異なる情報に焦点を当てている。例えば、財政状態表は一時点の経済的資源と請求権、包括利益計算書は一期間の財務資源の変動、キャッシュフロー計算書は一期間のキャッシュの増減である。これらの各財務表は、同一のデータから導かれ互いに関連し補完関係にあるが、どれか1つの財務表で利用者の意思決定に有用な情報を提供することはできない。さらには、財務諸表の表示基準には多くの代替的会計方法が認められ、各財務表は極めて集約的で首尾一貫していないことから、それだけ国際財務報告の比較可能性は損なわれている。

このような課題に対処するため、国際会計基準審議会（IASB）は、財務会計基準審議会（FASB）と共同による「財務諸表の表示プロジェクト」で、2010年7月に国際財務報告基準（IFRS X）「財務諸表の表示」を公表した⁽¹⁾。IFRS Xは、財務諸表の表示原則として（1）細分化の原則および（2）連携性強化の原則を掲げ、直接法によるキャッシュフロー計算書を中心に新しい財務諸表の体系を提案している。IFRS Xは現行のキャッシュフロー計算書および財務諸表に対する革新的提案が含まれているため、IASBの専門委員はアウトリーチ活動を行ない、2011年3月に『議事資料』を公開した⁽²⁾。これには、IFRS Xに対する回答者の反応および専門委員の分析と提案が示されている⁽³⁾。

そこで、本稿は、はじめに、IFRS Xの財務

諸表の表示原則に基づくキャッシュフロー計算書と財務諸表の連携表示について、『議事資料』を参照しながら、事業活動と財務活動の報告を中心にキャッシュフローの定義と分類法を取り上げて検討してみる。次いで、IFRS Xが提案する営業活動の報告による表示法を示して、直接法と間接法の論拠を『議事資料』およびキャッシュフローを重視する論者の見解に基づいて明らかにする。最後に、これらをふまえて直接法キャッシュフロー計算書の位置づけを明確にするとともに、キャッシュフローを中心とした財務諸表の連携性強化の意義について明らかにしてみる。

II 事業活動と財務活動の報告

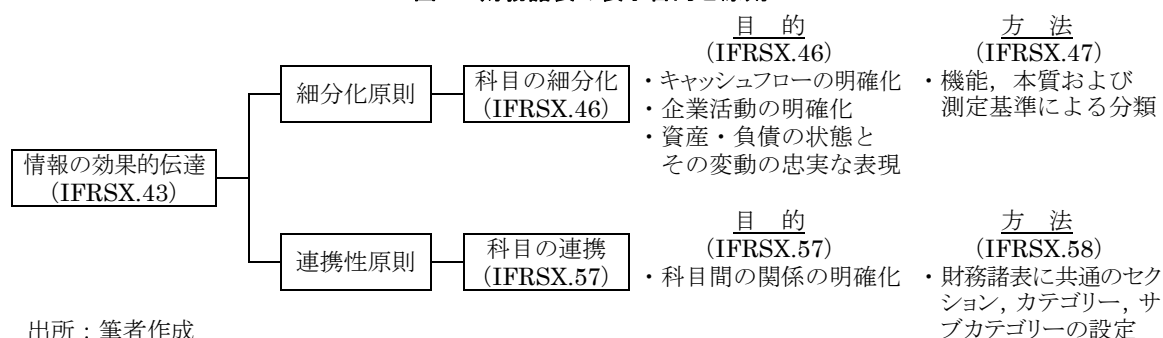
1. 財務諸表の表示目的と原則

財務諸表の目的は、国際会計基準第1号（IAS1）によると次のとおりである⁽⁴⁾。

財務諸表は、企業の財政状態と財務業績の体系的な表現である。財務諸表の目的は広範囲の利用者の経済的意思決定に有用となる企業の財政状態、財務業績およびキャッシュフローについての情報を提供することである。財務諸表はまた、経営者に委託された資源に対する経営者の責務遂行の成果を示すものである、この目的を達成するために、財務諸表は、企業の(a)資産、(b)負債、(c)資本、(d)収益および費用、(e)所有者の立場としての所有者による拠出および所有者に対する分配、および(f)キャッシュフローに関する情報を提供する。

ところが現在の財務諸表はそれぞれ情報の重点があり、表示がさまざまに各財務表の関係が不明確である。IFRS Xは情報を効果的に伝達するために、図1に示すような細分化原則と連携性原則の関係を明示している。

図1 財務諸表の表示目的と原則



出所：筆者作成

(1) 細分化原則

第1は、「細分化」の原則である。この原則により、企業は、財務諸表において「企業が行っている活動と企業のキャッシュフローを明確にし、資産および負債とそれらの変動の影響を忠実に表現する」(IFRS X.46) よう表示しなければならない。財務諸表で表示する科目を細分化するために、IFRS X は機能および性質の両面を考慮して分類を決定する(機能・性質別分類)。機能は企業が行っている活動を意味する。企業の資産および負債が企業活動および経済的特質または属性とどのように関係しているかを示す(IFRS X. 48)。例えば、それは商品の販売、サービスの提供、製造、広告、マーケティング、研究開発および管理などである。

性質は資産、負債、収益および費用項目を識別する経済的成果であり、同様の経済事象に異なる反応をするキャッシュフローである

(IFRS X. 49)。例えば、それは卸売収益、小売収益、材料費、労務費、輸送費光熱費、あるいは確定利付投資および株式投資などである。これらを検討したうえで、収益、費用およびキャッシュフローを連携させて同一の活動別区分に分類する。

(2) 連携性原則

第2は、「連携性」の原則である。この原則により、企業は「財務諸表の科目間の関係が明瞭になるように財務諸表における情報を表示しなければならない」(IFRS X.57)。また、「連携関係の強い財務諸表を表示するために、主要な財務諸表の間で整合するようにセクション、カテゴリーおよびサブカテゴリーを設けて細分化された科目を表示する」(IFRS X.58)。表1はこれらの原則に基づく主要な財務諸表の構造である。

表1 事業（営業と投資）セクションおよび財務セクション

区 分		資産・負債	収益・費用	キャッシュフロー
事業	営業	現金		
		売掛金	売上高	顧客からの収入
		棚卸資産	売上原価	仕入支出
		未払給料	給 料	人件費支出
		有形固定資産	減価償却費	資本的支出
		買掛金	営業費用 退職後給付費用	営業費支出
	営業財務	正味年金負債	年金資産報酬 退職後給付 利息費用	年金制度に対する支出
		リース負債	リース負債利息	リース負債支出
	投資	短期投資	受取利息	利息収入 短期投資の正味増減
投資有価証券		受取利息・受取配当金 売却利得/損失	有価証券取得支出 有価証券売却収入	
			利息収入・配当金収入	
関連会社投資		関連会社の持分利益	関連会社に対する投資支出	
財務	借入	短期借入金		短期借入収入
		長期借入金		長期借入収入
		社 債	社債利息	借入金返済支出 社債発行収入
		未払利息 未払配当金	支払利息	利息支出 配当金支出
	持分	株主資本金		株式発行収入

出所：筆者作成。

この表から主要財務諸表の連携関係を理解できる。例えば、財政状態表の事業セクション（投資カテゴリー）の投資有価証券は、包括利益計算書の受取利息、受取配当金、キャッシュフロー計算書の利息収入および配当収入と連携している。この連携関係はその他の科目も同様である。これは国際会計基準第7号（IAS7）や財務会計基準書第95号（SFAS95）が「利息収入、配当収入および利息支出を営業活動に含める」という損益計算との関係を重視する立場から、IFRS Xでは、事業（営業）と財務区分を識別して、資金調達と運用面の関係を重視する財務論の立場⁶⁾へ移行している。

また、営業キャッシュフローは、キャッシュ

フロー計算書の営業活動に区分されているが、現行の財政状態表および包括利益計算書には同様の科目で構成される営業活動区分はない。そのため財務諸表利用者は営業利益と営業キャッシュフローを比較することが難しい。IFRS Xは、各財務表の連携関係を強化することにより、セクションおよびカテゴリーに細分化した情報を表示して、理解可能性および比較可能性を高めている。

2. 主要財務諸表の連携

(1) セクションおよびカテゴリーの定義と分類

表2は、IFRS XとIAS7における活動別区分の定義を比較したものである。IAS7では、

営業、投資および財務という用語が用いられているが、これはIFRS Xの定義とはかなり異なっている。『議事資料』によると、IFRS Xは3つの財務表の各セクションおよびカテゴリーの定義を統一しCFOを細分化すれば、利用者は営業資産・負債および営業利益・費用に関する情報を営業現金収入および支出に関連づけられると述べている(Appendix B, par.4)。

IFRS Xは、キャッシュフローを事業セクションと財務セクションに区分する。また、事業セクションは営業カテゴリーと投資カテゴリーに細分化される。事業セクションは、企業が価値を生み出すセクションで、営業カテゴリーおよび投資カテゴリーに分類される(IFRS X.71)。営業カテゴリーは営業活動に関連する科目を分類する。営業活動は、企業の資源を結合し利用することにより収益を生み出す。営業カテゴリーに含まれる主な科目には、現金、売掛金、製品から生じる収益、顧客から回収した現

金(IFRS X.73, 117)がある。

営業カテゴリーには、営業財務という「サブカテゴリー」が設けられる(IFRS X.62, a, i,1)。営業財務サブカテゴリーには、以下に示す3つの要素を持つ科目が含まれる(IFRS X.75)。

- (a) 営業活動の結果生じる負債である。
- (b) 期間は長期である。
- (c) 利息や長期的要素をもつ。

これには、リース負債および正味年金負債が該当する。営業財務カテゴリーに分類される科目に直接関連する収益および費用科目、例えば利息費用または運用益は、このカテゴリーに分類する(IFRS X.78)。ただし、キャッシュフロー計算書には営業財務サブカテゴリーを設けない。営業財務サブカテゴリーに直接関連するキャッシュフローは、キャッシュフロー計算書の営業カテゴリーで表示する(IFRS X.80)。

表2 IFRS XとIAS7のセクションおよびカテゴリーの定義の比較

区分	IFRS X (2010)	IAS7(1992)
事業活動	営業活動と投資活動から構成される活動 (IFRS X.71)	—
営業活動	企業の資源を結合し利用することを必要とする過程をとおして収益を生み出す活動 (IFRS X.73)	企業の主たる収益稼得活動をいい、投資または財務活動以外のその他の活動 (IAS7.6)
営業財務活動	企業の営業活動に直接関連する活動である。ただし、同時に企業に長期の資金調達の源泉を提供する活動 (IFRS X.74)	—
投資活動	(a)企業のリターンを生み出し、 (b)重要なシナジーを生じさせない資産および負債に関する活動 (IFRS X.81)	長期資産の取得・処分および現金同等物に含まれないその他の投資の取得・処分 (IAS7.6)
財務活動	企業が資本を獲得または返済するという活動 (IFRS X.83)	企業の持分資本および借入の規模と構成に変動をもたらす活動 (IAS7.6)
借入活動	(a)資本の獲得または返済を目的として締結した借入契約 (IFRS X.86) および (b)負債を生じさせる企業自身の持分を含む取引に関する活動 (IFRS X.93)	—
持分	IFRSs に従って決定されたすべての資本項目 (IFRS X.95)	—

注：網掛部分はセクションを示す。なお、— (ハイフン) は特別な記述がないこと (定義なし) を示す。出所：筆者作成。

投資カテゴリーには、単独で利益を生み出すために用いられる資産あるいは負債が分類される。これらの資産および負債はその他の資源に関係していても、これらの科目から明白なシナジー効果は全く生じない。確定利益証券、持分証券、受取配当あるいは受取利息は、このカテゴリーに配分される（IFRS X. 81, 82）。

財務セクションは資本の調達および返済に関係するすべての活動を示す（IFRS X. 83）。このセクションは、借入カテゴリーと持分カテゴリーに分類される（IFRS X. 84）。借入カテゴリーには、資本の借入れまたは返済、またそれに相応する損益への影響を伴う借入契約を分類する（IFRS X. 86）。例えば、社債の発行、借入れ、社債あるいはその他に係る未払費用は、借入カテゴリーに分類する（IFRS X. 87）。また、企業自身の持分活動および利益に関連する事項から生じる資産および負債は、借入カテゴリーに分類する。例えば、それは未払配当である（IFRS X. 93, 94）。

IFRSs で定義されているすべての持分科目は、持分カテゴリーに分類する。持分の変動は持分変動計算書で示し、持分取引に関連するキャッシュフローは、キャッシュフロー計算書の財務区分に統合する（IFRS X. 95）。

Ⅲ 営業財務活動による負債の分類

1. 営業財務サブカテゴリーの見直し

営業財務サブカテゴリーに分類される負債には、(a)退職後給付債務、(b)リース債務、(c)ベンダーファイナンス、(d)廃棄負債および(e)計画された決済（年金債務等）がある（IFRS X. 76）。

例えば、ファイナンスリースは、実質的に資金を借入れてリース資産を利用する取引であ

る。IFRS X は、リース債務の元本とリースの支払利息を営業活動内の営業財務サブカテゴリーに分類している。この分類法は、ファイナンスリース取引を営業活動に強く結びつけながら、負債の決済は営業財務に含めることが求められる。これに対して、負債に伴うすべての利息は借入カテゴリーに含まれるから、資金の借入および利息支出はともに財務活動に分類される。このように、ファイナンスリース取引は営業活動と財務活動の両方の要素を含んでいて、いずれに関係しているかについて利用者間で合意はない。そのため、キャッシュフロー計算書には営業財務サブカテゴリーの区分は設けられていない。

KPMG (2010) は、IFRS X の営業財務サブカテゴリーについて、財務諸表の連携性原則の適用を損ねると回答している⁽⁶⁾。さらには、『議事資料』によると、一部の利用者は企業のレバレッジ比率を計算し、分析・評価を行っているから、営業財務サブカテゴリーに区分されている負債を財務セクションに移さなければならないという回答を寄せている（Appendix E. 16）。営業財務サブカテゴリーの科目が適切に細分化されていればこの計算は可能であるが、利用者にとっては分類上の混乱が生じる。

営業財務サブカテゴリーにおける負債の分類には以下の観点が必要である。まず、ファイナンスリース債務は資金調達による資産の利用であるから、IFRS X の定義によりその元本およびリース利息はともに企業の財務要素としてみなければならない。IAS7 はこれらを財務活動に区分している（IAS7.17(e)）。

年金債務は、一部の利用者は財務的要素とみているが、営業的要素としてとらえるものもある。前者は、年金債務を借入契約によって条件が確定し、それが事業に対する資金調達であると考えている。これにより生じる支払利息は財

務活動である。これに対して、後者は、年金計画は退職後に補償される給料で、サービスコストは営業費であると考えている。年金債務は労働に対する報酬を繰延べたもので、雇用者は退職後に給料の一部を受取ること合意している。このため、年金債務は営業活動に強い結びつきがあるから、その当初額は借入カテゴリよりも営業カテゴリに区分表示することが適切である。これは退職後給付についても同様である。さらには、廃棄負債はその関連する資産と互いに結びついているから、その資産が営業カテゴリであれば、同じ営業カテゴリに含めなければならない。したがって、営業財務サブカテゴリに含められる項目は、その性質に応じて営業または財務のいずれかに分類することが望ましい。

2. 営業－財務区分の開示

営業財務活動の科目を営業または財務のいずれかに区分する利点は次のとおりである。

第1に、負債の分類はIFRS Xの借入カテゴリの定義に一致するとともに、負債に関連する項目を同じカテゴリに分類することにより比較可能性は向上する。例えば、ファイナンスリース債務は借入カテゴリに含めて、リース利息とともに同じカテゴリに分類する。このことは、仮に買掛金が借入カテゴリに区分され、一方で買掛金の支払いが営業カテゴリに含まれるという矛盾を避けるためである。これにより、連携性原則を保持する。

第2に、営業活動に対する負債の関連性をより強く反映することである。すなわち、営業カテゴリ内にある営業財務サブカテゴリの負債は営業活動との結びつきが強い。営業活動との関連性が弱い借入カテゴリの負債は、財務活動との結びつきを強めて識別する。

第3に、企業活動の異なる財務資源を適切に

区別できる。すなわち、営業カテゴリは企業内部の財務活動に関連する負債を含んでいる。一方、借入カテゴリは企業外部の財務活動に関係する負債を含む。IFRS Xは事業（営業）活動と財務活動を識別することを重視するから、これを負債の分類にも首尾一貫して適用する。

事業活動は企業の内部活動で、財務活動は企業の外部活動である。これらを明確に区分することは、経営者の意図する企業活動の方針を利用者が判断する場合に極めて重要である。そのため、営業財務サブカテゴリに含まれている負債に関連する科目、例えば、リース債務およびベンダーファイナンスは「財務セクション」に区分し、一方で、廃棄負債、退職後給付債務および年金債務は「営業カテゴリ」に区分する指針を明示することが望ましい。仮にこれを示さない場合には、経営者による恣意性の程度を利用者が判断できるようにするため、事業と財務に関する会計方針を注記するとともに、上記に示した負債の分類に従った調整額を開示する。これにより、経営者が自社の事業（営業）活動と財務活動の報告についてどのような会計方針を選択したかを利用者が判断することができる。

IV キャッシュフローと財政状態表の連携

表3はIFRS XとIAS1/IAS7における主要財務諸表の構成要素と区分を比較している。財政状態表の表示区分は、IAS1によると資産・負債および純資産の構成要素別に区分され、それぞれ流動・固定分類が用いられる。これに対して、IFRS Xはすべて事業活動と財務活動に区分され、短期・長期別分類が用いられる（IFRS X. 122）。これは伝統的形式に慣れてい

る作成者および利用者にとっては理解しにくい。

このような批判に対して、『議事資料』は、財政状態表については、伝統的な資産、負債および純資産の構成要素別の分類に従い、各要素別に事業活動と財務活動に区分することを提案している（Appendix B, par.4,1-2）。表 4 および表 5 は、この提案による改善を加えた 1 組の財務諸表の様式を示したものである。

表 5 のキャッシュフロー計算書と包括利益計算書は IAS1/IAS7 の表示とほぼ同質的であり、変更による実務上の影響は少ない。これに対して、表 4 の財政状態表は、現時点で利用者および作成者から合意を得ることは難しい。財務諸表はその目的が単純に保たれる場合に利用者に最も正しく伝達されるから、財政状態表の提案様式は今後さらに検討を要する。

表 3 主要財務諸表の比較（IAS1/IAS7 および IFRSX）

	IAS1/IAS 7	IFRSX
財政状態表	資産 負債および持分 負債 持分	事業セクション 営業カテゴリー 投資カテゴリー 財務セクション 借入カテゴリー 持分カテゴリー 法人所得税セクション 非継続事業セクション
包括利益計算書	営業利益 財務利益 法人所得税費用 継続事業利益 非継続事業利益 当期純利益 その他の包括利益 当期包括利益	事業セクション 営業カテゴリー 投資カテゴリー 財務セクション 借入カテゴリー 法人所得税セクション 非継続事業セクション その他の包括利益 当期包括利益
キャッシュフロー計算書	営業活動 投資活動 財務活動	事業セクション 営業カテゴリー 投資カテゴリー 財務セクション 法人所得税セクション 非継続事業セクション

注：ここでは営業財務サブカテゴリーを除いている。

出所：筆者作成。

表4 IFRS Xによる財政状態表

		IFRS X 財政状態表			
		12月31日現在		12月31日現在	
		20X1	20X0	20X1	20X0
事業				事業	
営業資産				営業負債	
現金	74	62		顧客からの前受金	182 425
売掛金	922	528		買掛金	613 505
商品	679	767		未払賃金給料・株式基準報酬負債	213 221
前払広告費等	87	78		短期営業負債合計	1,008 1,151
短期営業資産合計	1,762	1,435		除却引当金	30 14
				その他	4 2
				長期営業負債合計	34 16
機械・設備	2,267	2,442		営業負債合計	1,042 1,167
建物	578	624		事業負債合計	1,042 1,167
のれんその他無形固定資産	190	190		法人所得税	
長期営業資産合計	3,035	3,256		未払法人所得税	73 64
営業資産合計	4,797	4,691		法人所得税負債合計	73 64
投資資産				非継続事業	
短期投資	1,100	800		非継続事業負債	400 400
金融資産（公正価値）	474	485		非継続事業負債合計	400 400
短期投資資産合計	1,574	1,285		財務	
関連会社に対する投資	262	240		借入	
株式投資（公正価値）	47	39		短期リース負債・未払利息	50 50
長期投資資産合計	309	279		短期債務・未払利息	702 513
投資資産合計	1,883	1,564		未払配当金	20 20
事業資産合計	6,680	6,255		短期借入合計	772 583
法人所得税				見越年金負債	293 530
繰延税金資産	44	89		長期リース負債	261 297
法人所得税合計	44	89		長期借入金等	2,050 2,050
非継続事業				長期借入合計	2,604 2,877
非継続事業資産	857	877		借入合計	3,376 3,460
非継続事業資産合計	857	877		所有者持分	
				株式資本	1,427 1,343
				利益剰余金	1,139 670
				その他の包括利益累計額	124 117
				所有者持分合計	2,690 2,130
				財務合計	5,462 4,713
短期資産合計	4,193	3,597		短期負債	2,253 2,198
長期資産合計	3,388	3,624		長期負債	2,638 2,893
資産合計	7,581	7,221		負債合計	4,891 5,091
				負債・所有者持分合計	7,581 7,221

出所：IASB [2010], Implementation Guidance, pp.20-26 および『議事資料』の Appendix E, pp.9-10 をもとに筆者作成。なお、金額は千円単位を四捨五入調整。

表5 IFRS Xによるキャッシュフロー計算書と包括利益計算書

IFRS X キャッシュフロー計算書		IFRS X 包括利益計算書	
20X1年度		20X1年度	
事業 営業		事業 営業	
顧客からの現金収入	2,813	売上高	3,488
貸金に対する現金支出	(810)	売上原価	(1,957)
原材料支出	(936)	売上総利益	1,531
年金支出	(340)	販売費	(153)
その他の営業現金支出	(261)	一般管理費	(470)
リースに対する現金支出	(50)	その他の営業収益	18
資本的支出	(54)	その他の営業費用	(33)
機械・設備の売却収入	38	営業利益合計	893
売上債権の売却収入	8	投資	
営業活動による正味キャッシュフロー	408	受取配当金・受取利息	63
投資		関連会社持分法利益	24
短期投資の正味増減	(300)	持分投資の公正価値変動	8
配当金収入・利息収入	63	金融資産の公正価値変動	45
有価証券の売却	56	投資利益合計	140
投資活動による正味キャッシュフロー	(181)	事業利益合計	1,033
事業活動による正味キャッシュフロー	227	財務	
財務		借入	
配当金支出	(86)	支払利息	(111)
利息支出	(84)	財務費用合計	(111)
自己株式の再発行収入	84	税引前継続事業による利益	922
短期借入収入	162	法人所得税	
長期借入収入	—	法人税費用合計	(343)
財務活動による正味キャッシュフロー	76	継続事業による利益	579
税引前継続事業正味キャッシュフロー	303	非継続事業	
法人所得税		非継続事業による損失	(32)
法人所得税による現金支出合計	(281)	税控除	11
非継続事業・外貨換算調整前現金の増減	22	非継続事業による純損失	(21)
非継続事業		当期純利益	558
非継続事業正味現金支出	(13)	その他の包括利益（税引後）	
外貨換算調整	3	損益後で再分類されない項目	
現金の増減	12	建物再評価益（営業）	4
期首現金	62	損益後で再分類される項目	
期末現金	74	当期先物契約利得	3
		損益として再分類される金額	(1)
		先物契約未実現利得（営業）	2
		関連会社外貨換算調整（投資）	(1)
		連結子会社の外貨換算調整	2
		その他の包括利益合計	7
		包括利益合計	565

出所：IASB [2010], Implementation Guidance, pp.20-26 により筆者作成。
 なお、金額は千円単位を四捨五入調整。

IASBは、2016年11月に「財務報告に関するコミュニケーションの改善に関するプロジェクト」(2017-2021)により、主要財務諸表の研究・プログラムを設けて、(a)財務業績計算書の構成および内容、(b)キャッシュフロー計算書および財政状態表の構成および内容の改善の必要性、および(c)主要財務諸表の相互関係を検討課題としている⁽⁷⁾。その議論の出発点として、IASBは、2017年1月のDP『開示原則』の第7章において、統一的な開示目的の開発によりキャッシュフロー計算書を含む主要財務諸表の開示へのアプローチを提案している⁽⁸⁾。それらは次のとおりである。

- (1)A法—企業の資産、負債、持分、収益および費用に関して開示される異なる情報に焦点を当てる。
- (2)B法—財務諸表利用者が将来のキャッシュインフローの見通しを評価し、経営の受託責任を評価する方法をよりよく反映するために、企業活動に関する情報に焦点を当てる。
- (3)A法とB法の混合型

表4および表5のIFRSXの財務諸表は上記(3)の混合型による開示に近い。財政状態表は会計の構成要素別の情報に焦点を当てるとともに、直接法キャッシュフロー計算書の事業(営業)と財務区分を首尾一貫して適用している。

V 営業活動の報告

1. 直接法 対 間接法

IAS7, SFAS95, 財務報告基準第1号(FRS1)およびわが国の「財務諸表等規則」(財表等規則)は、営業キャッシュフロー(CFO)の表示法として、いずれも直接法と間接法の選択適用を認めてきた⁽⁹⁾。直接法だけを認めていたオーストラリア会計基準第107号(AASB107)も

2011年以降、IAS7との調和化により間接法を認めた⁽¹⁰⁾。これによりすべての基準セッターは間接法を認めることになった。

SFAS95は、将来キャッシュフローを予測することに役立つから直接法を奨励し、直接法を用いる場合は純利益のCFOへの調整表を注記することを求めている。一方、IAS7, FRS1およびわが国の『財表等規則』は調整表を要請していない。このように純損益からCFOへの調整表を注記するかどうかは一樣ではない。

IFRS Xは直接法だけを採用し(IFRS X. 168)、営業損益のCFOへの調整表は注記により補足的に示すことにした(IFRS X. 172)。IFRSXに対するコメントレターでは、直接法に対する異論も示されたことから、IASBはアウトリーチ活動を行い、直接法適用の見直しをはかった。『議事資料』によると、IASB専門委員は、間接法を適用し、顧客からの現金収入などの総額情報を補足的に注記することを提案している(par.46c)。今日、ほとんどすべての会社は間接法を利用しているが、この提案が国際的に合意されれば、会社が直接法を用いることはほとんど期待できない。

2. 直接法の論拠

IASBは営業活動の報告に直接法を採択した理由を次のように述べている(IFRS X BC 172)。

- (a) 多くの財務諸表利用者にとって、直観的で理解可能である。
- (b) 将来キャッシュフローの予測能力を改善する。
- (c) 企業のキャッシュ循環期間についての洞察や、包括利益計算書に表示される収益および費用とキャッシュフローとの関係に対する理解を改善する。
- (d) 営業利益のCFOへの調整を伴う場合

は、財政状態表とキャッシュフロー計算書結びつけることができる。

- (e) 正しい意思決定に導く情報を提供し、また最もすぐれた技術を持つアナリストが計算した結果よりすぐれた情報を提供する。これはすでに学術研究によって明らかにされている⁽¹¹⁾。
- (f) 今日ではできない趨勢および比較分析を行う能力を提供する。

IFRSXによれば、直接法の論拠は決定的であり、IASBの専門委員はアウトリーチ活動の提案として直接法を要求すべきであった。財務諸表利用者は、損益計算書の純利益と企業の現金創出能力との関係について混乱が生じていることをよく理解している。とくに、間接法においては、純利益と減価償却費は現金の源泉と一般に信じられているがこれは正しくない。

Heath [1978]によれば、「利益は会社の純資産に対する事業活動の結果であり、営業活動によるキャッシュフローは会社の現金による営業活動の結果である。キャッシュフローは利益の源泉ではなく、利益は現金の源泉ではない。キャッシュフローと利益は商品やサービスの売上の異なった結果である」と指摘している⁽¹²⁾。

間接法は、実際に利益と減価償却費はともに現金の源泉であるというような誤解を一般の人々に与えている。例えば、2016年度からIFRSを適用しているブラザー工業株式会社は、営業活動によるキャッシュフローの状況を次のように説明している⁽¹³⁾。

「税引前四半期利益は371億円となり、減価償却費及び償却費170億円など、非資金損益の調整などによる資金の増加があり、法人所得税の支払額51億円などを差し引いた結果、431億円の資金の増加となりました。」(下線部は著者による)

減価償却費は現金の源泉でもなければ使途

でもない。直接法は、利益や減価償却費がキャッシュフロー計算書に表示されることはない。直接法はIFRS Xの論拠(a)および(c)に示すように、キャッシュは顧客から生じ、商品および販売費、管理費および税金などに対して支払われるというように直観的であり、キャッシュフローサイクルを理解可能で、企業活動とキャッシュフローの関係にある混乱の一部を解消することに役立つ。

SECの元委員長Thomas [1982]は、直接法が用いられなければ利用者はキャッシュフロー計算書の目的を誤解することになるから、これを支持して次のように述べている⁽¹⁴⁾。

「キャッシュフロー計算書の目的が、キャッシュフローに関する情報を提供することであれば、直接法を支持する証拠が多いことは明白である。(中略)減価償却費およびその他の非現金項目はキャッシュフロー計算書に表示すべきではない」。

3. 間接法の論拠

直接法は、CFOを総額で表示する点に長所をもつが、短所がないわけではない。例えば、親会社および子会社において主要な取引ごとにキャッシュフローの基礎データを用意しなければならないから、実務上手数を要しコストもかかる。そのため作成者には異論が多い。

IFRS Xの直接法の提案について、作成者(会社・経営者)および利用者(アナリスト)における回答の調査結果が『議事資料』にまとめられている。これによると、間接法を支持している主な論拠は、①費用対効果、②営業損益のCFOへの調整、および③間接直接法の適用に関する問題である。

(1) 費用対効果

第1の論拠は費用対効果の問題である。直接

法の採用は、会社の会計情報システムおよび業務の変更を伴い多額のコストがかかる。一方でその効果は限られているから、直接法よりも間接法を採用すべきであるという見解である。

しかしながら、これは正当な論拠をもっていない。確かに、直接法は財務諸表作成者に追加的なコストを負担させることになる。一部のアナリストは、直接法による作成には一定のコストがかかることを認めている。その一方で、直接法が採択されれば、売掛金、買掛金、利息、税金およびリースなどの直接法キャッシュフローの測定額を示すために、多くの時間を費やす負担が軽減されることを歓迎している。

この点について Bradbury [2011] は、直接法の適用によるコストに関する証拠は多くはなく、コストがかかるという議論はアナリストによる情報作成コストを考慮すべきと主張する⁽¹⁵⁾。アナリストは会社の直接法キャッシュフローの構成要素を正確に見積もることはできないから、会社が直接法情報を提供すればアナリストの作成コストは大幅に節約できる。アナリストによる直接法データの収集コストは高い。その一方で、キャッシュフロー計算書の目的の明確化と理解可能性による便益は大きい。さらに、Bradbury [2017] が提出した DP『開示原則』に対するコメントレターによると、基準セッターは、直接法が間接法よりも優れた情報を提供しているという実証研究の成果をふまえて、主要財務諸表をどのように報告するかを明確に意思決定すべきであると回答している⁽¹⁶⁾。

(2) 営業損益の営業キャッシュフローへの調整

第2に、間接法は利益とキャッシュフローの差異を表わすから、利益に基づいて将来キャッシュフローを予測する際に、利益を現金に転換するための調整は必要不可欠であるという論

拠である。

作成者は、IFRS Xが提案している営業利益の CFO への調整表はコストがかからないし、有用であると指摘している。その理由は、調整表により財政状態表の科目の増減に関して説明的な情報を提供できるからである。アナリストは、作成者と同様に、総額のキャッシュフロー情報とともに、IFRS Xが提案している「営業利益の CFO への調整表」は必要不可欠であり、その調整は営業利益から始めることが望ましいと指摘している。純損益よりも、営業利益から始めたほうが調整項目は少なくなり、それだけ理解可能性が高まるからである。

調整表の必要性を主張する作成者と利用者の回答を受けて、IASB 専門委員は間接法を認め、「得意先からの現金収入」などを補足的に注記することを提案した。しかしながら、回答者は調整表の必要性を求めているのであり、CFO の表示法として間接法の適用を要請しているわけではない。回答者はこの点で間接法を直接法に付随するものとして提案している。間接法の調整表は注記で十分であり、キャッシュフロー報告の代わりにはならない。

(3) 間接-直接法の信頼性

第3は、間接-直接法は正確な CFO の計算方法ではないから、その計算結果に対する監査や内部統制の信頼性は乏しいという論拠である。

とくに経営者は投資者に対して計算根拠を説明できないから、直接-直接法を採用しなければ総額の CFO を求めることはできないと主張している。直接-直接法は、キャッシュフローを収集するための勘定組織を設けることが必要になる。経営者は、取引レベルのデータを利用した直接-直接法によるキャッシュフロー情報がなければ、期中のキャッシュフローの変動を投資者に説明できないと述べている。同様

の点は、監査人からも指摘されている。間接-直接法は、「説明されない差異」が生じるから不確実性を伴うし、その差異が許容範囲を超えれば監査意見を述べなければならない。また、監査証明ができないから、会社は内部統制を実現できないと批判している。

わが国では、直接-直接法を適用するための資金勘定組織を構築するための研究が積み重ねられてきた⁽¹⁷⁾。これらを適用すれば直接-直接法は実現可能である。ただし、直接法は日々の現金出納帳と同様に簡単で実行可能である。誘導的に営業キャッシュフローを求めることを過度に批判する正当な理由はない。

4. 間接法が利用されている理由

直接法を支持する論拠が明確であり、間接法を支持する論拠が曖昧であるにもかかわらず、現在のIFRS適用会社は、表6に示すように間接法を広く利用している。このような状況が生じた理由には、資金情報開示実務の歴史的発展に1つの背景がある。

財務諸表利用者は1920年代から資金計算書を一期間の財政状態の変動を理解するものとして利用してきた。外部の利用者は直接法のために必要な情報を持っていなかったからである。仮に持っていたとしても資金情報の目的やそれをどのように表示すればよいかということに関心はなかった。利用者は信用分析目的により自分自身の分析手段の1つとして資金計算書を作成していた。事実、わが国の銀行など

でも信用分析目的で資金移動表や資金繰表などを作成してきた⁽¹⁸⁾。

1960年代に、アメリカにおいて資金情報開示のステートメントとして下記の2つ基準書が公表された。1つは、1963年の会計原則審議会意見書第3号(APBO3)「資金の源泉と使途に関する計算書」による、非資金項目を含む運転資本概念による資金計算書である⁽¹⁹⁾。もう1つは、1971年の会計原則審議会意見書第19号(APBO19)『財政状態変動表』による総財務資源概念による財政状態の変動を示す資金計算書である⁽²⁰⁾。これらの基準書において、資金計算書の目的や表示法は検討されることはなかった。その理由は次のとおりである。

第1に、当時のコロンビア大学大学院経営学研究科長で前SEC主任会計士のJ.C.Burton [1982]の見解である。Burtonは、「会計専門職は、現在も歴史的にも、変化する外部的刺激がなければ現状に満足していて、保守的な態度を示してきた。民間部門の基準設定は、一般に、開示費用を負担する人の手にゆだねられているから、会計基準は、現状は神聖なものであるという前提に立って、不確実性とリスクを最小にしようとすることは驚くことではない」と述べている⁽²¹⁾。

第2に、当時の会計専門職による資金計算書の見方に対するHeath [1978]の見解である⁽²²⁾。Heathは、「資金計算書(財政状態変動表)を分析手段の1つとして考えていた。資金計算書の目的は独立した1つの財務表としてではな

表6 IFRSにおける直接法と間接法の適用状況

	2008	2009	2010	2011
直接法	9(9.0%)	19(11.9%)	23(13.5%)	23(13.2%)
間接法	91(91%)	141(88.1%)	147(86.5%)	151(86.8%)
合計	100(100.0%)	160(100.0%)	170(100.0%)	174(100.0%)

注：百分率は小数点第2位以下四捨五入。

出所：AICPA [2011] (一部修正)。

く、主要な財務諸表の情報を補足的に説明することに役立たせることにある。資金計算書がこのような役割であるとすれば、純利益からはじめて損益計算書との連携を明らかにする計算書であるといっても過言ではない」と指摘している。

VI キャッシュフロー計算書の位置づけ

利用者および作成者にとって、直接法が適切な会計報告実務であるにもかかわらず、企業が広く間接法を利用している現状を変えることはきわめて難しい。キャッシュフロー報告は、流動性、支払能力および財務弾力性の評価を目的としている。この目的に基づいて、キャッシュフロー計算書が、利益との差異ではなく本来のキャッシュフローを報告する計算書になるためには、IASBのDP『開示原則』のプロジェクトで「直接法」を採択できるかどうかを1つの試金石となる。間接法キャッシュフロー計算書は利益とキャッシュフローの差異を明らかにする補足資料であるから、これを主要財務諸表の1つに含める正当性は少ない。

FASBは、1978年の『財務報告概念報告書第1号』(SFAC1)において、「財務報告の主たる焦点は、稼得利益およびその内訳要素の測定によって提供される企業の業績に関する情報である。(中略)例えば、一年間のように、短期間の現金収支だけを示す財務諸表は企業の業績が成功したかどうかを適切に示すことはできない」という立場をとっている⁽²³⁾。

わが国の企業会計基準委員会(ASBJ(2014))も、IASBが2013年に公表した「概念フレームワークの見直し」⁽²⁴⁾に対するコメントレターにおいて次のように述べている⁽²⁵⁾。

「概念フレームワークのOB17項は、発生主

義会計により提供される情報は、現金収入及び現金支払のみに関する情報よりも、企業の過去及び将来の業績を評価するためのよりよい基礎を提供するとしている。これは発生主義会計に基づいて作成される財政状態計算書及び包括利益計算書の方が、現金主義会計に基づいて作成されるキャッシュフロー計算書よりも有用な情報を提供していることを含意している。そのため、キャッシュフロー計算書は、発生ベースによる損益の補足情報と位置づけられるべきである」。

FASBおよびASBJの見解は妥当である。キャッシュフロー計算書だけの情報では企業の業績が成功したかどうかを適切に示すことはできないからである。しかしながら、それは損益計算書だけでも同じことである。両計算書は企業の業績を評価するために、ともに用いられなければならない。すなわち、損益計算書は企業の富をどれだけ増加させたかという業績を評価するために用いられ、キャッシュフロー計算書は適時に債務を返済するためのキャッシュをどれだけ増加させたかという業績を評価するために用いられる。どちらの計算書がより重要で主要なものかを議論することは、左右の靴のどちらがより重要かを論じるようなものである。どの主要財務諸表も他の財務諸表に対する優位を有するものではなく、それらとともにみなければならない。IFRS Xによる財務諸表の表示は、利用者が企業の財政状態および財務業績を連携してとらえることに役立つ。

VII おわりに

IFRS Xの提案はつぎの2つの理由で重要である。第1に、この提案はキャッシュフロー情報を包括利益計算書と財政状態表とともに提供する方向に財務報告を発展させていること

である。財務諸表の体系において、直接法キャッシュフロー計算書は他の財務諸表を連携するうえで中心的な役割を果たしている。

第2に、この提案により、キャッシュフロー情報に対するアカウンタントの対応が変化していることである。IFRS Xへの回答および「議事資料」の作成者やアナリストの回答、さらにはキャッシュフローを重視する論者の間では、直接法キャッシュフロー計算書の有用性および連携性原則は支持されている。

財務諸表が有用かつ効率的であるためには、財務諸表が報告すべき情報を表示し、それは利用者にとって理解可能でなければならない。IFRS Xによる財務諸表は、キャッシュフロー計算書の理解可能性および比較可能性を高めるよう適切に表示している。キャッシュフロー計算書を事業活動と財務活動に区分し、これを包括利益計算書および財政状態表に対して首尾一貫して用いているからである。また、現金概念から現金同等物を除外し、営業活動の表示を直接法だけに限定している。さらには、利益とキャッシュフローの差異、すなわち利益の質の評価に関心を持っている人々に対しては、直接法キャッシュフロー計算書に「営業損益とCFOの調整表（間接法）」を補足的に示せば、首尾一貫したキャッシュフロー情報を提供することができる。

IFRS Xの提案は、IASBのDP『開示原則』による財務情報の開示に対する1つの改善方法である。

注

- (1) IASB [2010], pp.1-45.
- (2) IASB/FASB [2011], pp.1-13, Appendix A-G.
- (3) なお、現在、IASBとFASBの共同プロジェクトはすでに解消され、IFRS Xの基準設定プロセスは『議事資料』の公表以降中断している。

IASBは、2016年11月に「財務報告に関するコミュニケーションの改善に関するプロジェクト」(2017-2021)を新たに進め、2017年1月に(ディスカッションペーパー「開示に関する取り組み—開示原則」(以下、開示原則))を公表している。これには国際会計基準第1号(IAS1)の改訂などの主要財務諸表に関する課題も含まれている。

- (4) IASB [1997], par.9.
- (5) Brealey and Myers [1988], pp.3-5.
- (6) Zube [2011], p.34.
- (7) IASB [2016a], pp.16-17.
- (8) IASB [2017], pp.73-87.
- (9) IASC [1992], FASB [1987], ASB [1996], 企業会計審議会 [1963, 1976, 1998]
- (10) AASB [2011], par.18-20.
- (11) 直接法の有用性を論じている実証研究に次の文献がある。
Bradbury, M [2011], Clinch, G., B. Sidhu and S. Sin [2002], Ding, Y., T. Jeanjean and .Stolwy [2006], Klammer, T.P. and A. Reed [1990], Krishnan, G.V. and J.A. Largay III [2000].
- (12) Heath [1978], p.57.
- (13) プラザー工業 [2017], p.12.
- (14) Thomas [1982], p.102.
- (15) Bradbury [2011], p.128.
- (16) Bradbury [2017], pp.2-3.
- (17) 誘導法により資金会計勘定組織を論じているものに次の文献がある。
鎌田 [1991], 佐藤 [1994], 染谷 [1964].
- (18) 日本開発銀行(現在、日本政策投資銀行)編 [1995]では資金移動表が現金収支分析に利用されている。
- (19) APB [1963]
- (20) APB [1971]
- (21) Burton [1982], pp.34-36.
- (22) Heath [1978], op.cit, pp.58-59.
- (23) FASB [1978], par.43.
- (24) IASB [2013], pp.149-152.
- (25) ASBJ [2014], par.99, p.33.

参考文献

- AICPA [2011], *Accounting Trend & Technics, IFRS Financial Statements*. AICPA.
APB [1963], *APBO3, "The Statement of Sources and Application of Funds,"* AICPA.
APB [1971], *APBO19, "Reporting Changes in Financial Position,"* AICPA, March.
AASB [2011], *AASB107, "Statement of Cash*

- Flows”, September.
- ASB [1996], *FRS1(Revised 1996)*, “Cash Flow Statements”, October.
- ASBJ [2014], 『ディスカッションペーパー「財務報告に対する概念フレームワークの見直し」に対するコメント』1月。
- Barbara S.Thomas[1982], “Statements in Quotes,” *Journal of Accountancy*, November, pp.98-108.
- Bradbury,M.E. [2011], “Direct or Indirect Cash Flow Statements ?,” *Australian Accounting Review*, No.57, Vol.21 Issue 2, pp.124-130.
- [2017], “Comment Letter : Discussion Paper DP/2017/1 Disclosure Initiative – Principles of Disclosure, September,pp.1-7.
- ブラザー工業 [2017], 『株主通信 125 期第 2 四半期末号』(2016.4.1-2016.9.30) .
- Clinch, G., B. Sidhu and S. Sin [2002], “The Usefulness of Direct and Indirect Cash Flow Disclosures,” *Review of Accounting studies* 7,pp.383-404.
- Ding, Y., T. Jeanjean and H. Stolowy [2006], “ The Usefulness of Disclosing both Direct and Indirect Cash Flows: An Empirical StudyWorKing paper,” *Centre National de la Recherche Scientifique*.
- 遠藤秀紀 [2011], 「IASB 討議資料の提案によるキャッシュフロー情報の開示」『国際会計研究学会年報 2010 年度』99-116 頁。
- [2014], 「IFRS X におけるキャッシュフロー情報の開示」『會計』第 185 巻第 6 号, 41-53 頁。
- FASB [1987], *SFAS95*, “Statement of Cash Flows,” November.
- FASB[1978], “Objective of Financial Reporting by Business Enterprises,” *Statement of Financial Accounting Concepts No.1*(Stanford, Conn), November. (平松一夫・広瀬義州訳(2002), 『FASB 財務会計の諸概念 増補版』中央経済社。)
- Heath, L.C. [1987], “Cash Flow Reporting: Bankers Needs a Direct Approach”, *The Journal of COMMERCIAL BANK LENDING*, February, pp.50-59.
- John C.Burton [1982], “The SEC and Financial Reporting: The Sand in the Oyster,” *Journal of Accountancy*, June.
- Klammer, T.P. and SA Reed [1990], Operating Cash Flow Formats: Does Format Influence Decisions?,” *Journal of Accounting and Public Policy* 9,pp.217-235.
- Krishnan, G.V. and JA Largay III [2000], “The Predictive Ability of Direct Method Cash Flow Information,” *Journal of Business, Finance & Accounting* 27,pp.215-245.
- Hendriksen, E.S.[1992], *Accounting Theory Fifth Edition*, IRWIN.
- Heath Loyd C. [1978], *ACCOUNTING RESEARCH MONOGRAPH3, Financial Reporting and the Evaluaton of Solvency*, American Institute of Certified Public Accountants, Inc. (鎌田信夫・藤田幸男共訳 (1982) 『ヒース財務報告と支払能力の評価』国元書房。)
- IASB [2010], “*Staff Draft of Exposure Draft IFRSX FINANCIAL STATEMENT PRESENTATION*,” (国際会計基準審議会 [2010], 『スタッフドラフト公開草案 IFRS 第 X 号財務諸表の表示』。)
- IASB [2013], *DP, “A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting,”* January.
- IASB [2016a], *IASB[®] Work Plan 2017-2021 Feedback Statement on the 2015 Agenda Consultation*, November. (国際会計基準審議会 [2016a] 『IASB[®]作業計画 2017-2021 年 2015 アジェンダ協議に関するフィードバック・ステートメント』11月。)
- IASB [2016b], *Disclosure Initiative (Amendments to IAS 7)*, January. (国際会計基準審議会 [2016b] 『開示イニシアチブ (IAS 第 7 号の改訂)』1月。)
- IASB [2017], “*DP, Disclosure Initiative – Principles of Disclosure*,” January. (国際会計基準審議会 [2017], 『DP 開示に関する取組み—開示原則』1月。)
- IASB/FASB [2011], *Agenda Reference Staff Paper :Financial Statement Presentation Outreach Summary and Project Direction*, Appendix A-G, March.
- IASC [1997], *IAS1*, “Presentation of Financial Statements,” September.
- IASC [1992], *IAS7 (revised 1992)*, “Cash Flow Statements,” December.
- 鎌田信夫 [1991], 「資金会計組織の構築」『南山経営研究』第 6 巻第 3 号。
- [1995], 『資金会計の理論と制度の研究』白桃書房。
- [2006], 『[新訂第 2 版] キャッシュ・フロー会計の原理』税務経理協会。
- [2017], 『キャッシュフロー会計の軌跡』森山書店。
- 鎌田信夫編 [1997], 『現金収支情報の開示制度』税務経理協会。
- 企業会計審議会 [1998], 「連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準に関する意見書」。
- 小西範幸 [2010], 「財務諸表の表示のあり方に関する再検討 — IASB 公開草案のスタッフドラフトの検討を中心として—」『會計』第 178 巻第 5 号, 55-71 頁。
- Lee T.A. [1984], *Cash Flow Accounting*, Van Nostrand Reinhold(UK).Ltd. (鎌田信夫・武田安

弘・大雄令純共訳 [1989]『現金収支会計—売却時価会計との統合』創成社。) 向伊知郎 [2003],『連結財務諸表の比較可能性』中央経済社。
佐藤倫正 [1994],「資金会計の勘定組織」『会計』第 145 号第 1 号, 14-27 頁。
染谷恭次郎 [1964],『資金会計入門』税務経理協会。
日本開発銀行 (現在, 日本政策投資銀行) 編 [1995],

「現金収支分析の新技法」『経済経営研究 ECONOMICS TODAY』vol.16-3, 設備投資研究所。
Zube, Christian Franz Georg [2011], *IFRS X Financial Statement Presentation —a boon or bane for the world of international financial reporting?*, GRIN.